

第2章

気候変動、GM課税など

次年度以降注目すべき
開示事項のポイント

【この章のエッセンス】

- 今後は、米国も含めて、企業の非財務情報を中心とした開示量の増加が予想される。
- 米国の新しい気候変動の規則については、訴訟が提起されており、今後も注目が必要である。
- グローバル・ミニマム・タックスについては、世界各国での関連税制の導入は確実である。

気候変動

SECは2024年3月6日、気候変動開示の最終規則を公表した。最終規則では、規則S-Kと規則S-Xを改正しており、新たな財務情報の開示と非財務情報の開示を要求

している。共和党の反対により、改正案から最終規則まで約2年を費やしたが、最終規則公表後、規則の反対者が執行停止の申立てを行い、裁判所が3月15日に規則の執行停止を決定したため、規則の先行きは不透明になっている。

(1) 財務情報の開示

気候関連事象(洪水・干ばつ・山火事・極端な温度・海面上昇など)の激しい気候事象やその他の自然条件が、それらにより発生する損益や資産の重要な原因(significant contributing factors)となる場合に、当年度に発生した損益総額、当年度に資産計上した総額、当年度のカーボン・オフセットや再生可能エネルギー証書(RECs)に関連する金額(費用の総額、資産計上した総

額、資産計上した金額からの損失の総額)などの開示が要求される。

(2) 非財務情報の開示

非財務情報については次が開示される。

- ① ガバナンス
- ② ビジネス・戦略・見通しへの影響
- ③ リスク管理
- ④ 移行計画
- ⑤ シナリオ分析
- ⑥ インターナル・カーボンプライス
- ⑦ GHG (Greenhouse Gas) 排出量(スコープ1とスコープ2)
- ⑧ GHG排出量の保証
- ⑨ 指標と目標
- ⑩ 「発生した重要な支出」と「会計上の見積りと仮定への重要な影響」

(3) 開示の開始時期(12月決算会社)

大規模早期提出会社は、関連する開示は2025年度(一部の開示は2026年度)から、スコープ1とスコープ2の開示は2026年度から、スコープ1とスコープ2の限定的保証は2029年度から、スコープ1とスコープ2の合理的保証は2033年度から要求される。

(4) 日本の開示

2022年6月に、金融庁のディスクロージャー・ワーキンググループが、有価証券報告書へのサステナビリティ情報の記載を提言した。それを受けて、2023年1月に、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、企業の有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示が2023年3月31日以降終了年度から義務化された。その概要は次頁図表7のとおりである。

気候変動の開示については、日本が米国より先に強制開示を実施している。

金融庁は、毎年、記述情報の開示